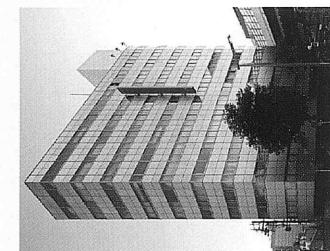


交通事故なら あいわにご相談ください



事務所の紹介

あいわ法律事務所 弁護士法人

名古屋市中村区名駅五丁目30番1号
いちご名駅ビル2階
代表弁護士 大久保守博(第59期)
愛知県弁護士会所属

フリー
ダイヤル

0120-336-239
TEL 052-414-7801 FAX 052-414-7802
ホームページ <http://www.aiwa-law.jp>

あいわが掲げる8つの理念

① 事故直後からサポート。

後遺障害認定前であっても、等級認定手続も含めて被害者様をサポート致します。

② 後遺障害も全てフォロー。

後遺障害認定手続・異議申立て手続にも対応致します。

③ 後遺障害非該当でも受任します。

後遺障害非該当であっても、しっかりと対応致します。

④ 地域に関わらず受任して対応。

地元愛知県はもちろんのこと、岐阜県・三重県・静岡県の他、お住まいの地域に関わらず受任して対応致します。

⑤ 必ず最初に示談交渉を行います。

依頼者様の意思に反していたゞくに訴訟を提起することはありません。粘り強く交渉を続けます。

⑥ 後遺障害認定の無料診断を行います。

被害者様が受けられた後遺障害の結果・等級が適切かどうかを無料で診断致します。

⑦ 示談金・賠償金を無料査定。

交通事故被害者様の適切な賠償金の見込額を無料で算出します。示談する前に是非、ご利用ください。

⑧ 依頼者に優しい報酬体系を実現。

着手金不要。すでに、保険会社から示談金・賠償金の提示がある場合は、増額した分の10~15%。死亡事故や重大な事故については、弁護士費用が負担にならないよう配慮しております。



ご依頼者様の
権利・自由・財産をお守りする
 あいわ法律事務所
弁護士法人

よく受任する地域は、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県の4県ですが、
日本全国どちらでも対応いたします。

名古屋市・一宮市・瀬戸市・春日井市・大山市・江南市・小牧市・稻沢市・
尾張旭市・岩倉市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市・津島市・
愛西市・弥富市・あま市・半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・岡崎市・
碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・豊橋市・豊川市・
蒲郡市・新城市・田原市・他愛知県全域

岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本郷市・大垣市・海津市・
関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・多治見市・中津川市・瑞浪市・
恵那市・土岐市・高山市・飛騨市・下呂市 他岐阜県全域

三重市・桑名市・いなべ市・四日市市・鈴鹿市・龜山市・松阪市・伊勢市・
鳥羽市・志摩市・伊賀市・名張市・尾鷲市・熊野市 他三重県全域

静岡市・浜松市・掛川市・藤枝市・焼津市・島田市・吉田町・牧之原市・
川根本町・御殿場市・菊川市・磐田市・碧南市・西尾市 他静岡県全域

合同事務所
大久保守博 税理士事務所

相続に関するご相談もどうぞ。

TEL052-533-1861 FAX052-533-1862

あいわ法律事務所では毎日、交通事故相談会を開催しております。また、交通事故相談は初回無料です。交通事故にあつたるべく早い段階でご相談ください。

- 事故直後の方で、現在の治療内容や今後に不安を感じている方
- 症状が固定し、後遺障害認定の請求について相談したい方
- 後遺障害の認定を受けたが、妥当な等級か確認したい方
- 保険会社からの賠償額が提示されたが、妥当な金額か確認したい方
- 保険会社との賠償交渉を弁護士に依頼したい方

受傷直後から
症状固定後まで、
ご相談時期を
問いません。

症状に応じて、
弁護士が責任し、
加害者側の保険会社と
交渉します。

弁護士介入で賠償額(は必ず)上がる!

弁護士が示談交渉段階、もしくはその前から相手方保険会社との間にに入る場合、裁判基準(弁護士基準)をもとにして交渉を進めまいります。
そうすることによって、示談の場合であっても、裁判基準(弁護士基準)に近い賠償の獲得が可能となるのです。
また、被害者が弁護士介入後の賠償額でも納得されないとときは、紛争処理センターによるADR(裁判外紛争解決手続)や、裁判所による訴訟を利用するこにより、少しでも多くの賠償の獲得を目指していきます。

あくまでも経験則ではありますが、交通事故被害者による自分自身での交渉よりも、弁護士が介入しての交渉の方が、裁判基準(弁護士基準)の賠償となり、つまり相当程度上乗せされた賠償を実現できるのが事実です。

依頼してみたら、増額した!

ご依頼いただいた方の事例をご紹介します。

※解決の結果は個人差があり、必ずしもこのようになるとは限りません。
まずは相談してみてください。

賠償を受けるプロセス

- 交通事故発生
- 治療を受ける
(怪我をした場合)
- 完治、或いは
症状固定
- 後遺障害等級認定
(症状固定の場合)
- 示談交渉
- (示談不成立なら)
裁判等へ

交通事故の解決方法

1 示談による解決

みなさん側と任意保険会社側とが、交渉・示談をして、解決する方法です。弁護士に依頼している場合は、弁護士が代理人として交渉・示談します。

2 紛争処理センター等のADRによる解決

「財団法人交通事故紛争処理センター」等のADRを利用して、裁判所を利用せずに、第三者の協力を得て問題を解決する方法です。

3 裁判による解決

みんな側が民事裁判を起こして、双方の主張・立証を行い裁判官の判断により、解決する方法です。
校正・中立の立場に立った裁判官が証拠に基いて厳密に判断を行います。

仮にご依頼いただいた場合、それ以後の、相手方保険会社との対応は、全て弁護士が行います。
その際、弁護士費用については、相談料・着手金はかかりませんし、弁護士報酬(自体も高額ではありません)。

- ① 弁護士費用特約を利用できる場合――
かなり重い後遺障害が無い限り、費用負担無し
- ② 特約が利用できない場合――
固定費10万円+弁護士に依頼後、受取った金額の10%(他に消費税・実費)
- ③ また、既に相手方保険会社から金額の提案がある場合――
増額した金額の15%(他に消費税・実費)のみ
- ④ さらに、12級以上の重い後遺障害認定を受けている場合――
増額した金額の10%(他に消費税・実費)のみ
- ⑤ ②～④の特約が利用できない場合、弁護士費用は原則として相手方保険会社の保障からの支払いOK。

- つまり、最初から最後まで、
弁護士に直接費用を払う必要はありません。
- ① 弁護士費用特約をご利用ください
 - ご自身やご家族が加入しているあらっしゃる保険に弁護士費用特約が付帯されている場合、相談費用として10万円まで、弁護士費用として300万円までは、依頼者様のご負担なく保険から支払うことが可能です。
特約が適用される範囲は各保険によって異なりますが、被害者様ご本人は弁護士費用特約を付帯しているあらっしゃらなくとも、お母様が加入なさっていたバイク保険の弁護士費用特約を利用した事案もござります。
ご家族皆様の保険契約をご確認頂きまして、ご不明な点がございましたら当事務所宛お気軽にお問い合わせください。
 - ② お手軽な費用で顧問弁護士
 - あいわ法律事務所の顧問契約のメリット

- 顧問料は月1,000円(税別)から!
- 顧問先企業様からの直接のご依頼は、弁護士費用が半額!
- 簡単な契約書等のチェックであれば無料で相談可!
- 他の案件に優先してご対応!
- 顧問先企業様からのご紹介の方や、従業員様のご相談でも費用は優遇!
- 従業員向け、顧客向けセミナーや勉強会を無料開催!

317 (治療費・体調損害を除く)	約480万円
423 (自賄責分を含む・治療費を除く)	約1,114万円

依頼前の 提示額	約65万円	260 万円増 約325万円
事例1	50代の男性(会社員)が、ムチウチに 腰いながらも、後遺障害は非認定だった ので、当事務所にご依頼いたしました。	依頼されて14級9号が 認定され、獲得した 賠償金
事例2	40代の男性(会社員)から、 後遺障害申請を含めて、 当事務所にご依頼いたしました。	依頼されて12級13号が 認定された後、獲得した賠償金

依頼前の 提示額	約1,203万円	約830万円
-------------	----------	--------

事例3	50代の女性(主婦)から、 後遺障害申請を含めて、 当事務所にご依頼いたしました。	依頼されて12級11級 が認定された後、獲得した賠償金
事例4	40代の男性(会社員)が、併合14級を認定されたものの、提示額に不満だったので、当事務所にご依頼いたしました。	依頼されて交渉にて示談し、 獲得した賠償金